

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年3月30日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年4月17日から同年5月7日まで縦覧に供する。

平成30年4月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大池下地区	高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 宮池中西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 本村北地区	〃
小田奈良須両池土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 南原頭首工地区	〃